

不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 題名の改正

題名を「不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令」に改めるものとする。

第二 権限の委任等

一 消費者庁長官に委任されない権限

消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限として、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下「法」という。）第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限を追加すること。（第一条関係）

二 法第十二条第三項の政令で定める事情

法第十二条第三項の政令で定める事情は、次のいずれかに該当する事情とすること。

- 1 緊急かつ重点的に不当な景品類又は表示に対処する必要があること。

- 2 1のほか、効率的かつ効果的に不当な景品類又は表示に対処するために事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官が有する専門的知見を特に活用する必要があること。
(第三条関係)

三 事業所管大臣等への権限の委任

- 1 消費者庁長官は、法第十二条第三項の規定により、法第九条第一項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任すること。

- 2 消費者庁長官は、1の規定により委任しようとする事務の範囲及び期間について、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に協議しなければならないこと。
(第四条関係)

四 権限行使の結果の報告

法第十二条第四項の規定による報告は、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 1 報告若しくは物件の提出の命令又は立入検査若しくは質問を行った結果により判明した事実
- 2 その他参考となるべき事項
(第五条関係)

五 事業所管大臣等から地方支分部局の長等への権限の委任

事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官の権限の地方支分部局の長等への委任について定めるところ。

(第六条から第九条まで関係)

六 都道府県が処理する事務

法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部について都道府県知事が行うこととすること。

(第十条関係)

第三 附則

一 この政令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十号）の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）について所要の改正を行うこと。 (附則第二項関係)